

自立した若者群創出支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松江市が交付する自立した若者群創出支援補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助事業者の範囲、補助対象事業、補助対象経費、交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	自立した若者群創出支援補助金
補助金交付の目的	若者団体と地縁を基礎とする団体が協働して行う事業の経費の一部を補助することにより、地域の活性化と将来の地域活動を担うリーダーの育成を図ることを目的とする。
補助事業者の範囲	松江市が設置する「松江サークル・コネクション」に登録された者が所属する団体のうち、次の各号のいずれにも該当しない団体。 (1) 事務局等を他に委ねている団体 (2) 運営上の上部組織等を有する団体 (3) 法人格を有する団体
補助対象事業	地縁を基礎とする団体と協働で実施する地域振興に資する事業で、次に掲げる事業。 (1) 伝統行事等地縁を基礎とする団体が行う事業に、新たな内容を追加し、魅力を向上させる事業 (2) 補助事業者が自ら企画し、運営、実施する地域の活性化又は課題解決に資する新規の事業 (3) 補助事業者が自ら企画し、運営、実施する地域の活性化又は課題解決に資する既存事業に、新たな内容を追加し、魅力を向上させる事業 次の各号のいずれかに該当するものは交付の対象としない。 (1) 特定の個人の交流、親睦等を目的とした事業 (2) 政治目的のある事業 (3) 宗教活動に関わる事業 (4) 営利を目的とした事業 (5) 他の公的機関からの補助金等を受けている事業
補助対象経費	補助対象事業を実施するために係る経費のうち、別表第1に定める費用とする。既存事業実施に係る経費は補助対象経費としない。ただし、新たな内容を追加する場合には、その新規部分に係る経費に限り補助対象経費とする。
交付の率又は金額	補助対象経費に交付の率を乗じて得た額と、補助対象経費から補助対象事業の実施により得られる自己資金以外の収入（入場料、参加者負担金、売上金、広告料、寄付金、協賛金等）を控除した額（いずれの額も100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額を交付の金額とする。ただし、交付の限度額以内とする。 交付の率 3分の2以内 交付の限度額 200,000円
終期	平成31年3月31日

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日松江市告示204号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日松江市告示164号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日松江市告示169号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日松江市告示124号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象経費

費目	経費の例
報償費	講師・専門家等への謝礼金
旅費	交通費、通行料金、宿泊費
消耗品費	事務用品等の購入費用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
通信運搬費	郵送料、配送料
手数料	振込手数料
広告宣伝費	広告の掲載費、テレビ・ラジオ等の放送料
保険料	イベント保険等
使用料及び賃借料	会場使用料、車輛・機械等の賃借料
委託料	ウェブ制作業務委託、イベント時の警備業務委託等
請負費	製作等の外注費
原材料費	資材等の購入費用
その他	上記以外の経費で特に市長が必要と認めるもの

備考 飲食にかかる経費は、補助対象経費としない。